

「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出の賛否を問う 住民投票条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定の請求を受理したので、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおり意見を附けて付議する。

平成28年5月11日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

同条第3項 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

別 紙

「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業の都市計画原案（以下「新・水戸市民会館計画」又は「計画」とする）及びこれに係る市費の支出について、市民の賛成又は反対の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出に賛成又は反対の意思を表明する住民投票（以下「住民投票」という）を行う。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は水戸市長が執行する。

2 市長は、住民投票の管理について水戸市選挙管理委員会と協議し、これを委任する。

(住民投票の期日)

第4条 投票の期日（以下「投票日」という）は、この条例の執行日から起算して90日以内のうちの日曜日とし、市長が定める。

2 市長は、投票日を定めたときは、選挙管理委員会に対し、当該投票日の40日前までに通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、通知を受けたときは投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という）は、投票日において、水戸市選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている者とする。

(投票方法)

第6条 住民投票は一人一票とする。

2 住民投票の投票資格者は、「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出について賛成のときは○、反対のときは×の記号を投票用紙に自ら記載して投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

(投票所においての投票及び期日前投票)

第7条 投票資格者は投票日に自ら投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の対照を経て投票しなければ

ならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票資格者は規則に定める期日前投票を行うことができる。

(投票の効力の決定)

第8条 投票の効力の決定にあたっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票を行った者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第9条 住民投票において次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○又は×の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○又は×の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○又は×の記号を判別し難いもの
- (5) ○又は×の記号の両方記載したもの
- (6) 何も記載していないもの

(情報の提供)

第10条 市長は投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報を提供しなければならない。

2 市長は前項の広報活動及び情報の提供に際しては、付議事項の賛否両論について、公平に扱わなければならない。

(投票運動)

第11条 住民投票に関する運動は自由とする。但し、市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第12条 投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、同法施行令、同法施行規則の規定の例によるものとする。

(投票結果の告示等)

第13条 選挙管理委員会は、住民投票によって投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、市長及び市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第14条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第15条 この条例を定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要事項は、選挙管理委員会が別に定める。

付則（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づき、「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例の制定の請求があったので、同条第3項の規定により、次のとおり意見を申し上げます。

1 新市民会館の整備の経緯と立地判断

水戸市民会館は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により破損し、使用を停止いたしました。その後、復旧に当たって、免震改修、耐震補強及び建替えの3つの手法による比較や建て替える場合の立地についても様々な角度から検討し、経済性、機能性、災害時の安全性、新市民会館の整備によるまちの活性化等を総合的に検討した結果、移転建替えの手法が最善であるとの結論に達したものです。

移転に当たりましては、水戸芸術館との相乗効果による芸術文化の拠点として、水戸の魅力を発信するとともに、都市中枢機能の集積によるコンパクトシティの考え方にも合致し、飲食店、商業施設等との連携が図られ、偕楽園や弘道館等の観光資源へのアクセスにも優れており、中心市街地の魅力や活力を高めていくことで、「行ってみたい、住んでみたい」という「選ばれるまち」を目指すものとして、泉町1丁目北地区に整備するという判断をいたしました。

2 新市民会館の整備によるまちづくりとその効果

泉町1丁目北地区においては、平成15年に地元権利者の発意により市街地再開発準備組合が発足しており、これまで、継続的に都市機能の更新等の実現に向けて検討が行われてまいりました。

私は、新市民会館を主要施設として再開発事業を促進することを、中心市街地のにぎわいを取り戻すためのまちづくりの大きなチャンスと捉え、誰もがまち歩きを楽しみ、商店街も活性化し、その結果として、文化・経済の両面から人々の生活が豊かになるといった好循環の構築を進めてまいりたいと考えております。

新市民会館を整備することにより、多くの世代が楽しめるコンサートやイベントをはじめ、市民の様々な芸術・文化活動の開催、コンベンションなどが可能となり、多くの交流人口を呼び込むことで、水戸の魅力の発信や産業の育成、経済波及にも大きな効果が現れます。その効果を更に高めていくためにも、まちに「新たな価値観」を生み出すようなソフト事業を推進するとともに、商店街や他の公共施設と連携し、まちの回遊性を高める「新たな人の流れ」を生み出すなど、将来にわたって、にぎわい、楽しめるまちをつくってまいります。

3 特別委員会による審議

新市民会館に係る計画策定においては、市民の代表である市議会に設置された特別委員会において、様々な角度から御審議をいただいております。

平成25年12月から平成27年2月まで延べ12回にわたって開催された市民会館整備調査特別委員会において施設の規模、機能等を御審議いただき、各種団体へのヒアリングや市民アンケート、市民ワークショップなど計画策定の過程で取り入れた市民の意見も反映させながら、2,000席の大ホールをはじ

め、3,000人規模のコンベンションの開催が可能となる十分な広さと数を備えた展示室や会議室等を整備することを決定いたしました。

また、平成27年6月に設置された新市民会館建設及び周辺整備調査特別委員会においてこれまで6回にわたって御審議をいただき、泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業の都市計画原案につきましても、御了承をいただいております。

4 多様な意見の反映

泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業に係る地元説明会や公聴会において賛否両方の視点から御意見をいただきました。

また、地元の2つのコミュニティ団体や水戸商工会議所、中心市街地の商店会から新市民会館の早期完成に向けた要望をいただいております。さらに、本年3月からは、中心市街地の泉町3丁目から銀杏坂にかけて新市民会館の早期着工を求めるフラッグが国道50号に沿って掲げられるなど、市民の期待感を肌で感じているところであります。

吹奏楽団体、合唱団体等からは、従来の公立文化施設では、楽屋やリハーサル室などの機能が充実していないため、コンクールなどの大会を開催しにくいという御意見をいただいております。あわせて、市民アンケートでは、著名なアーティストの公演、全国ツアーが開催できる施設に対する要望も多くあることから、大規模施設だからこそできる各種イベントへの市民の需要も高いと考えております。興行主催者へのアンケート調査では、新市民会館で公演等をぜひ行いたい、条件が整えば行いたいといった前向きな回答が多く寄せられました。

このような状況を踏まえまして、私は、新市民会館を、学生や高齢者をはじめとする市民の創作活動の場、習い事や講座など生涯学習活動の拠点として、市民の芸術文化活動を促進するとともに、多くの人が集い、交流するために、様々なコンベンション、著名なアーティストの公演やイベント等を全国に向けて積極的に誘致するなど、新たな文化、新たなまちの形成にもつながる施設として整備を進めることといたしました。

現在、管理運営について計画づくりを進めており、市民の皆様にも運営に関わっていただける組織について、検討してまいります。

新市民会館の整備は、芸術文化の拠点形成を図り、にぎわい、交流を創出するとともに、市民にとって心の豊かさや優良な都市空間の構築を実現するものであり、本市の将来にわたるまちづくりに、極めて重要な事業であると考えております。

市民の皆さん、そして、各団体からの期待の声に応え、本市の未来の求心力を高めていくためにも、成し遂げなければならない事業であると考えております。

5 4大プロジェクトの推進と健全な財政運営

私は、市役所新庁舎、新ごみ処理施設、新市民会館及び東町運動公園新体育館の4大プロジェクトの完遂は、市民に対する公約であると考えており、これらの事業を着実に実現しなければならないという市民からの負託を重く受け止めています。これまでも、それぞれの事業費を明らかにした上で、市民懇談会や地域のイベントなどあらゆる機会を捉えて、市の考え方を市民の皆様に説明してまいりました。

また、本年1月には、市民サービスの向上及び4大プロジェクトの着実な推進と、健全な財政運営との両立を図るため、「みと財政安心ビジョン」を策定いたしました。

このなかで、事業費全体の実質負担額を総事業費の4割程度に抑制すること、市全体の中長期的な財政見通しについて、財政収支をはじめ、基金残高、市債残高、公債費負担、財政健全化判断比率といった各指標においても、健全な財政状況を維持できることを明らかにし、市民の皆様に安心していただける財政運営に努めております。

このため、4大プロジェクトの実施によって、教育や医療、介護、子育て支援などの市民サービスが後退することはありません。

6 総括

新市民会館の整備は、市民サービスの向上はもとより、将来の水戸市の飛躍に不可欠な事業であり、これまで市民の多様な意見を反映し、市議会で十分な御審議をいただき、事業を進めてまいりました。

私は、平成27年4月の市長選挙において、新市民会館を含む4大プロジェクトについて、事業費を明らかにした上で、その必要性を訴え、市民からの負託をいただいたと考えております。

今後も、新市民会館の整備に関する情報を発信するとともに丁寧な説明に努め、より多くの市民参加により、新市民会館の早期の整備に向け、全力で事業を進めてまいります。

したがいまして、本条例については、必要がないものと考えております。

平成28年5月11日

水戸市長 高橋 靖